

芦屋大学論叢 第86号
(令和8年7月31日)抜刷

実業補習学校教員養成所に関する一考察

三 羽 光 彦

実業補習学校教員養成所に関する一考察

さん ば

三 羽 光 彦

芦屋大学大学院特任教授

1. 研究課題

1920（大正 9）年に法制化された実業補習学校教員養成所は、1935（昭和 10）年に青年学校教員養成所に発展的に継承されるまでわずか 15 年間存在したに過ぎない。しかし、日本の教育史上始めて、勤労青少年教育のための教員養成機関として出発した教育制度であった。本論文は、この教員養成所の成立経緯、実態、課題および歴史的意義について明らかにすることを目的としている。

実業補習学校教員養成所は、その後、青年学校教員養成所、青年師範学校を経て、戦後の国立大学の教員養成課程へとつながっていくこととなる。この教員養成の系譜は、小学校教員養成を行う師範学校教育とも、アカデミックな中等教育の教員を主な対象とする高等師範学校とも異なる、いわゆる大衆青年教育の教員養成という独自の目的をもっていた。そうした教員養成の系譜は、現代においてはほぼ消え去っているといえるが、当時においては、総動員的な青年の国家への包摂が重要な目的とされていたとはいえ、青年教育を独自の目的とする教員養成の在り方は、教育学的なさまざまな示唆を提供するものであると思われる。

実業補習学校教員養成所を固有の対象とした研究はこれまでほとんど存在しなかったが、近年、宮崎県を事例とした研究¹⁾が見られる。事実を丁寧に明らかにした実証的研究であるが、実業補習学校教員養成所の教育史的意義までは考察が進められていない。本論文では、全国的な視野から、実業補習学校教員養成所の歴史を実証的に明らかにするとともに、先進的とされた鹿児島県の事例に着目して、大衆青年教育の在り方を模索した教員養成機関の実相とその教育史的意義に迫ってみたい。

2. 1920 年代の実業補習学校改革

（1）実業補習学校規程の全面改正

1910 年代には全国的に実業補習学校のいちじるしい普及が見られた。しかし、小学校に附設するものがほとんどで独立設置（専任校長のもの）のものは極めて少なく、教員も小学校教員の兼任でしのぐのが一般的で専任は少なかった。ところが、1920 年代には、第 1 次大戦後の軍事・産業などの国力強化の基礎として、また農民運動や労働運動への対策として、政府は勤労大衆青年を教育する実業補習学校の普及を重視し、その制度の充実と改革を推し進めた。一方地域社会もまた、農村共同体の近代の変容に対応した地域の社会経済的発展を図るために、実業補習学校の教育機能に期待した。こうしたなかで、実業補習学校は大衆青年を対象とする公教育制度の一環として新たな発展を見せた。

その制度的画期が、実業学校令中改正にともなって実施された 1920（大正 9）年 12 月 17 日の実業補習学校規程の全面改正であった。以下、この改革の要点をまとめておく。

実業補習学校については従来、小学校に附属的に設置するものが多く、それを「附設」と称していたが、この規程以後、実業補習学校を制度上小学校から独立したものと扱い「併設」とすることとした。「附設ヲ

併設ニ改メ他ノ学校ニ併セ設クルモ其ノ実業補習学校ハ全ク独立ノモノトシテ取扱フ²⁾」とし、小学校等と同一校長・同一校舎であっても、学校の経済や経営は別個のものとするように定めたのであった。

また、実業補習学校の「本旨」すなわち目的については、「小学校ノ教科ヲ卒ヘ職業ニ従事スル者ニ対シ職業ニ関スル知識技能ヲ授クルト共にニ国民生活ニ必要ナル教育ヲ為ス³⁾」と規定したが、それについて当時文部省は、「実業補習学校規程改正ニ於テ公民的教育ヲ以テ職業的教育ト共ニ補習教育ノ二大眼目ノ一⁴⁾」としたと解説している。職業教育は農・工・商や女子に対するものなどに分かれ、その内容も地域や学校の実情に応じて多彩であったが、公民的教育は、すべての実業補習学校に共通（内容は都市と農村に区分）して重視されたのであった。さらに、実業補習学校は、この規程で、修業年限・課程・科目・設備などを具体的に定め、女子に関してもその制度を詳しく規定した。こうしたことから、この改正は、小学校に続く公教育として実業補習学校の制度枠組みを定め、国民教育としての統一性を強めたといえることができる。この点でこれは実業補習学校の歴史において画期的なものであった。なお、1921（大正10）年4月には、文部省実業学務局長から地方長官宛に、「実業補習学校名称ニ関スル件依命通牒⁵⁾」が出され、一般の実業学校と混同しないような名称ならば個々の実業補習学校の名称に制限を設けないこととした。これによって、埼玉県、鳥取県、鹿児島県、宮崎県、宮城県をはじめ広範な地域で、実業補習学校は公民学校や実業公民学校という名称を付すようになっている⁶⁾。

さらに、1922（大正11）年2月15日に「実業補習学校学科課程」（文部省実業学務局長通牒発実20号）を定め、男子を工業・農業・水産・商業の各課程に分け、女子については女子実業補習学校の課程を示し、それぞれの教育課程の標準を示した⁷⁾。また、1922（大正11）年12月文部省に公民教育調査会を設けて審議した結果、1924（大正13）年10月に訓令を発して「実業補習学校公民科教授要綱⁸⁾」と同教授要旨を定めた。同要綱では、農村の学校は3年間、都市の学校では2年間にわたり、農村用と都市用に分けた公民的内容を100時間教授することを定めた。実業補習学校の一つの柱となる公民教育の国家的基準を示したのであった。1921（大正10）年には文部省に実業補習教育主事5人を置き、実業補習学校や教員養成所の視察などの任にあたらせ、ついで道府県の実業補習教育主事の設置を奨励し、地方における補習教育の監督・指導を強めた。

（2）専任教員の増加策、教員の待遇改善

そうしたなかで、政府は専任教員の増加を実業補習学校改革の重点政策として進めた。この政策は具体的には三つの施策によって実施された。第一は、実業教育費国庫補助法を改正（1919年）して、専任教員の増加を促すための国庫補助金を交付（1920年8月24日「実業補習教育費補助要項」、1925年同要項改正）したことであった。専任教員給に対し3分の2以内の国庫補助を行い、各府県にも専任教員増加のための教員給与への補助を求めた。当初、国庫から全国に交付されたのは年額30万円であったが、1927（昭和2）年から年間50万円に、さらに1929（昭和4）年からは150万円に増額された。こうしたなかで実業補習学校の「専任教員の設置が躍進的に増加⁹⁾」したといわれている。

第二は教員の待遇改善であった。1920（大正9）年12月16日、実業学校令中改正にともなって「公立学校職員制」および「公立学校職員待遇官等等級令」を改正し、実業補習学校教員にも公立学校職員制を適用することとなった¹⁰⁾。これにより実業補習学校校長も実科高等女学校・女子実業学校の校長と並んで奏任官または判任官の待遇（一般の実業学校校長はすべて奏任官待遇）とし、同教員も中等諸学校の教員と同じく教諭・助教諭の名称を用い、教諭は奏任官または判任官の待遇、助教諭は判任官の待遇とし、俸給も公立学校職員俸給令・同年功加俸令に基づかせた。教員待遇に関し実業学校に準拠させたのであった。

次に、実業補習学校振興のための第三の施策は本論文の主題である教員養成であった。以下、この点について述べる。

3. 実業補習学校教員養成所の創設と課題

(1) 実業補習学校教員養成所令

1921年に実業補習学校教員養成所が発足する前から、実業補習学校の教員を養成するための機関は存在していた。文部省は、1899（明治32）年3月3日に実業学校教員養成規程¹¹⁾（文部省令第13号）を公布して、従来の工業教員養成所に加え、農業教員養成所、商業教員養成所を設置した。このうち農業教員養成所は、東京帝国大学農科大学長の管理下に置かれ農科大学構内に設置された。これは工業、商業の教員養成所と異なり、農業補習学校の教員養成のみを目的として定めていた。この実業学校教員養成規程は1902（明治35）年に廃止され、同年4月新たな実業学校教員養成規程¹²⁾（文部省令第9号）が公布された。その際、農業教員養成所は東京帝国大学農科大学附属農業教員養成所と改称され、同時に同養成所規則を定め、その第一条で、「農業補習学校教員ヲ養成スルヲ以テ本旨¹³⁾」とすると記された。しかし、この養成所は1907（明治40）年には農業学校教員の養成も目的として付加し、修業年限を2年に延長した。以来、この卒業者は農業学校教員となるものがほとんどであった。

府県による実業補習学校教員養成機関について見ると、最も早い時期に設置されたと思われるのが島根県で、1902（明治35）年4月に、県立農林学校に修業年限1年の県立農業教員養成所を附設している¹⁴⁾。滋賀県では、1913（大正2）年に県立長浜農学校に滋賀県農業教員養成所を附設している¹⁵⁾。さらに、実補習学校の教員養成施設を設置する府県は、1914年に山形県、16年に埼玉県、17年に茨城・福井・島根の各県、18年に群馬・愛知・長野・石川・鳥取・広島・香川の7県、翌19年には兵庫・山梨・福島・富山・岡山・和歌山の6県を加え、1920年には、島根県での廃止があったが、東京・千葉・山口・熊本の各府県が設置し、22府県（22か所）にのぼった¹⁶⁾。こうしたなかで、同年、政府は実業補習学校教員養成所令を出してその制度の法的整備を行ったのであった。すなわち、1920（大正9）年10月30日（勅令521号）「実業補習学校教員養成所令¹⁷⁾」を、同年12月18日（文部省令第33号）「実業補習学校教員養成所令施行規則¹⁸⁾」を制定し、翌年4月1日より施行した。

文部省はこの施行規則の制定と同時に、同勅令と施行規則の趣旨とその要項を道府県に示したが、それによると、実業補習学校教員養成所創設の意義を以下の様に述べている。

「(前略) 実業教育費国庫補助法ニ改正ヲ加ヘス教育ニ対シ新ニ国庫補助ノ途ヲ開キ之ヲ専務教員増置ノ資ニ充テシメルコトトシタカラ今後ハ各府県トモ漸ヲ逐ウテ専任教員ノ増加ヲ見ルニ至ルデアラウケレドモ之ガ為ニ又一面ニ於テ益々斯種教員ノ養成ヲ図リ教員素質ノ改善ヲ策シ優良ナル教員ヲ潤沢ニ供給スルノ途ヲ講ゼナケレバナラナイ (中略) 未ダ其ノ施設ナキ地方ニ於テハ成ルベク速ニヲ設置シ既ニ其ノ施設アル地方ニ於テモ力之ガ整備充実ヲ図リ以テ本制度設置ノ趣旨ニ副ウコトガ緊要デアル (後略)¹⁹⁾」

教員養成所の設置によって、実業補習学校の専任教員の増加を図るとともに優良教員の養成をめざしたのであった。この時に示された「実業補習学校教員養成所令並同施行規則ノ要項²⁰⁾」（全7項）によると、この養成所の制度的骨格が見てとれる。第1項は設置について以下のように述べている。「(一) 実業補習学校教員養成所ハ主トシテ道府県ニ於テ施設スルヲ適当トスルケレドモ大都市等ニ於テ工業、商業等ノ補習学校教員ノ為ニ施設スルガ如キモ亦望マシキコトデアルカラ養成所ハ之ヲ道府県立又ハ市立トシテ而シテ該機

関ハ之ヲ独立シテ設ケル外其ノ設置ヲを容易ナラシムル為公立実業学校、師範学校若ハ実業ニ関スル公立ノ試験場、講習所等ニ併設スルコトヲ得ルコトヲシタ」

養成所の設置主体は道府県立を適切とするが、商業・工業関係の実業補習学校教員の養成を大都市で行うことを想定して市立のものも含めたこと、また、その設置を容易にするため公立実業学校、師範学校のほか実業関係の公立試験場ないし講習所等に併設することも認めたとしている。

第2項は入学資格と修業年限である。「(二) 本所ニ入学ヲ許スベキ者ハ尋常小学校卒業程度ヲ以テ入学資格トスル修業年限五年以上ノ実業学校若ハ之と同程度ノ実業学校ヲ卒業シタ者又ハ師範学校ヲ卒業シタ者ヲ本体」とすると、いわゆる甲種程度の実業学校または師範学校の卒業を入学資格の基準ととしている。しかしその上で、「尚中学校若ハ高等女学校ヲ卒業シタ者、小学校本科正教員、小学校専科正教員ノ免許状ヲ有スル者ニハ入学資格ヲ与ヘ又尋常小学校卒業程度ヲ以テ入学資格トスル修業年限三年以上ノ実業学校ヲ卒業シニ年以上実業ニ関スル経験ヲ有スル者其ノ他之ニ準ズベキ者デ相当ノ学力ヲ有スルモノハ之ヲ入学シ得ルコトヲシタ」と入学資格を広く設定したことを示している。①中学校・高等女学校を卒業した者、②小学校の本科正教員または専科正教員の免許を有する者、③いわゆる乙種程度の実業学校卒業後2年以上実業に関する経験を有する者、④さらにその他のこれに準ずる者で相当の学力ありと認める者をも入学資格者としたのであった。そのため「善ク入学志望者ノ情况等ヲ考察シ収容其ノ宜シキ得ルコトニ留意セナケレバナラナイ」と入学者の前歴等の配慮を指示している。また、「養成所ノ修養年限ハ之ヲ二年ト為スヲ最モ可トスルケレドモ此等卒業生ヲ要スルコト頗ル急ナル今日ニ於テ俄ニ完全ヲ望ムコトハ困難デアルカラ修業年限ハ最短ヲ一年ト為スコトヲシタ」と、修業年限について2年を最適としながら、実業補習教員の養成が急務であるので修業年限は最短1年としたことを明らかにしている。

第3項の学科目については、男子に「修身、教育、法制、経済並実業ニ関スル学科目及実習」を必修科目とし、女子には「修身、教育、家事、裁縫並実業ニ関スル学科目及実習」を必修科目としたことを示し、その上で、師範学校卒業者などには教育の学科目を欠くこと、生徒の状況等に応じて、国語、数学、外国語、簿記、社会学大意、その他の科目を選択して加設することができるようにしたこと、学科目や教授時数については適切に配慮して定めることとしている。第4項は教職員についてである。養成所の教諭・助教諭の教員資格は実業学校教員の資格によること、所長は実業学校の校長に準ずること、待遇・俸給も実業学校に準じ、分限は公立学校職員分限令を準用することとしている。第5項は施設設備についてで、教室・実験室・実習室等の施設、器具・機械・標本、図書等の設備に関する規程を設けたこと、第6項は現職教育について、養成所に講習科を置くことができる規程を設けたこと、第7項は、養成所生徒の学資の給与、卒業後の服務等について地方の事情に応じて適当に定めるとしたこと、を述べている。

なお、重要なことは、各府県に1校以上の設置を義務づけた師範学校とは異なり、実業補習学校教員養成所は、各府県における設置を必須としたものではなかったことである。したがって、1934（昭和9）年度において、岩手・千葉・福井・富山の4県には養成所は存在しなかった²¹⁾。

（2）実業補習学校教員養成所の実態

実業補習学校教員養成所令制定後の養成所の実態を見てみよう。文部省統計によると、1921（大正10）年の計18か所（内2か所は女子養成所）、専任教員19人、生徒421人（内女子59人）から始まり、生徒数のピークは1927（昭和2）年の1,301人（内女子64人）となっている²²⁾。養成所数はこの年全国で46か所（内女子のものは3か所）となり、ほぼ全国の道府県に設置されている。次に、比較的初期の1924（大正14）年までに創設された養成所36か所について見ると、男子の養成所（33か所）はすべて農業に関

するもので、女子の養成所は山口・鳥取・岡山の3県のみで家事・裁縫に関するものがあった。養成所の修業年限については1か年のものが32か所、2か年のものが4か所（愛知・長野・山形・宮崎）存在する。生徒定員は山形県の100人を最高としてあとは10人から40人程度であった。各養成所の専任教員数は0人から5人程度であるが、多いのは山形の養成所の5人、愛知・長野・和歌山の各県が4人となっている。年間経常費については、多いほうから愛知（約37,000円）、山形（約27,000円）、和歌山（約25,000円）、長野（約18,000円）となっている。この時期、経費から見ると、山形・愛知・長野・和歌山の各県が、比較的充実した養成所を設置していたといえる²³⁾。

設置の状態については、府県立農業学校に併設するものが26か所、師範学校または女子師範学校に併設するもの5か所、農事試験場に併設するもの2か所、県立高等女学校に併設するもの1か所、高等農林学校に併設するもの1か所（鹿児島）、独立のもの1か所となっている。独立設置のものは和歌山県立実業補習学校教員養成所であるが、1919（大正8）年10月に師範学校代用附属小学校（海草郡西和佐小学校）の構内に設置したものであり、一般には師範学校併設とみなされていた。しかし所長（樋泉慶次郎）は専任でありその意味で独立設置であった。このように、実業補習学校教員養成所は制度創設当初、独立設置はわずかに1校で、多くが県立農業学校に併設されていた。なお修業年限は、文部省は2年を望ましいとしていたがほとんどが1年であった。

次に、1933（昭和8）年の状況²⁴⁾を見ると、45府県（未設置は福井・沖縄両県）において47の養成所（岡山・山口両県は女子養成所を設置、鹿児島県は男女両部を同一養成所に設置）が設けられている。併設先を見ると、農業学校併設のもの26、師範学校併設10、高等農林学校併設7、農事試験場併設4となっている。師範学校併設のものが少ない傾向は続いている。修業年限について見ると、男子のものは1年が7か所、2年のものが36か所、1年と2年の両課程を併置するもの2か所、女子部は1年のもののみ3か所である。修業年限は発足当初は1年がほとんどであったがしだいに2年のものが増加し、後には2年制が主流となっている。

生徒数は、前述したようにピークは1927（昭和2）年であるが、全数はこの時期1,000人前後で推移している。入学者について見ると、1933（昭和8）年では、甲種実業学校卒業者が大多数を占め、ついで中学校、高等女学校の卒業者が続き、師範学校卒業者はまれであった。なお、この頃、生徒を隔年募集とするもの（22か所）や募集停止とするもの（3か所）が出てきている²⁵⁾。

（3）実業補習学校教員養成所の諸課題

i 実業補習学校教員養成所長会議

雑誌『補習教育』や各県教育会雑誌などを見ると、この当時の実業補習学校教員養成所の課題が見えてくる。1924（大正13）年5月16日から3日間、養成所長または主任あるいは養成所関係者49人を招集して、東京で文部省主催の第1回実業補習学校教員養成所長会議が開催された²⁶⁾。内容は、文部省からの諮問事項・「実業補習教育並教員養成ニ関シ改善ヲ要スベキ点如何」について協議することであった。

1日目は、文部省の提出した「実業補習学校教員養成所学科課程」の案について協議し、2日目は、「実業補習教育費国庫補助要項」について協議し文部省に建議した。3日目には、山形県立自治講習所長加藤完治の「丁抹国に於ける国民」と題する講演があった。そしてこの会議で、実業補習教育とその教員養成に関する諮問に対し、以下の様な答申が出された。

実業補習教育の改善については、（イ）制度として、1. 義務制の決行、2. 専門の督学官および府県郡視学の設置、3. 実業公民学校への改称、4. 各府県の実業補習学校教員検定試験制度、5. 教員の特別加俸支給

制度、6. 実業補習学校卒業生に実業学校卒業と同等の資格を付与する検定制度、などを答申している。(ロ) 設備面では、(1)独立した設備を有する学校の設置の奨励、(2)校舎・校地・実習地・教具等の設備準則の制定、(ハ) 教員については、(1)実業に理解ある者の任用、(2)優良な専任教員の増員、(3)小学校の授業を兼任する場合の教科目・授業時数の制限、(4)同一校の勤務年数をなるべく長くすること、を答申し、(ニ) 教授訓練については、「郷土及社会ノ実態ニ即シ実習実験ヲ中心トシテ自発的ニ学習セシムルコト」、「国家及社会生活ニ即シタル公民的訓練ノ徹底ニ努ムルコト」、「文部省ニ於テ標準教科書ヲ作成スルコト」を提言している。そして、経費に関して、国庫補助規程の専任教員俸給額の3分の1以内という規定を3分の2に改め、年額600円の制限を撤廃すること、設備に関する臨時国庫補助の交付を求めている。最後にその他として、毎年数か所で実業補習教育に関する講習会・講演会を開催すること、小学校教育に職業的色彩を加えることを付加的に答申している。

ついで、実業補習学校の教員養成に関する答申が、以下の10項目として提出された²⁷⁾。

- 一 商業、工業、水産、女子補習学校教員養成所ヲ設クルコト
- 二 養成所ハ各府県ニ於テ少クトモ一個所以上ヲ設置スルコト
- 三 実業補習学校教員養成所ニハ必ス附属実業補習学校ヲ設クルコト
- 四 養成所専任教員ノ数ハ一学級毎ニ三名以上タルコト
- 五 養成所教員ニ年功加俸ノ制ヲ速ニ設クルコト
- 六 養成所ニ於ケル奏任待遇ノ員数ニ関スル制限ヲ撤廃スルコト
- 七 養成所卒業生ニ小学校本科正教員ノ資格ヲ与フルコト
- 八 養成所ノ生徒並卒業生ニ対スル徴兵関係ハ師範学校ノ生徒並ニ卒業生同様タルコト
- 九 実業補習学校教員養成所長会議ヲ毎年開催スルコト
- 十 養成所経常費ノ半額ヲ国庫ヨリ補助スルコト

ii 女子教員養成所

この第1項にある女子の養成所に関しては、実際極めて少なかった。設置されたのは、1935（昭和10）年までに山口・岡山、そして鹿児島の子女子部の3県のみであった。この当時、実業補習学校をめぐって、女子の就学者増が大きな課題となっていたにもかかわらず、女子教員の養成はまさに等閑に付されている状況であった。第1回実業補習学校教員養成所長会議を記事にした雑誌『補習教育』の巻頭でも、「女子教員の養成に至りては僅に山口、鳥取、岡山の三県に止り、その他四十四府県委は全く其の施設なきを思へば、吾人は実業補習教育の前途尚遼遠なるを思ひ、更に斯教育関係者の猛省を促さざるを得ない。²⁸⁾」とその問題が深刻なことを強調している。

iii 附属補習学校

第2項の附属補習学校については、当時、師範学校附属小学校のような研究機能をもつ独自の補習学校を附設するものは極めて稀であった。その少ない事例の一つが長野県である。長野県では、1918（大正7）年4月に、小学校正教員資格を有する者を対象として師範学校を仮校舎として実業補習学校教員養成所を創設した。翌年4月には同養成所は長野県立農事試験場に設置された県立農事講習所第2部となった。同第1部は町村の農業技術員養成科であり、同第2部が実業補習学校教員養成科とされたのであった。そして1920（大正9）年4月に、実業補習学校教員養成所令にもとづき農事講習所第2部は県立実業補習学校教員養成所として再編成された。その後、1926（大正15）年4月、同養成所は長野県上水内農学校に移転、

併設され、1928（昭和3）年4月1日に附属実業補習学校を設置した。同附属学校の学則によると、修業年限2年、生徒定員60人、3学期制をとる昼間週3日制の学校であった²⁹⁾。

また、愛知県では、1918（大正7）年3月に愛知県農業補習学校教員養成所規程を定め、碧海郡安城町の県立農林学校にこの養成所（修業年限1年）を附設した。ついで、実業補習学校教員養成令に従う形で、1921（大正10）年4月、農業補習学校教員養成所を「愛知県実業教員養成所」と改称して制度を整備した。翌年2月には、同実業教員養成所の修業年限を2年制に延長し、その際、「愛知県農業補習学校」を併設した。この農業補習学校は、碧海郡安城町立の5小学校に併設されていた実業補習学校を統合して県立としたもので、附属補習学校と称してはいなかったが、実質的に「愛知県実業教員養成所」の附属実業補習学校であった。なお、この教員養成所と愛知県農業補習学校とは県立農林学校（1922年に愛知県安城農林学校と改称）に併設され三者一体の下に運営されていた³⁰⁾。しかも、愛知県の養成所は、碧海郡にあった有力な補習学校（碧南国民学校、矢作国民学校、六ツ美農業補習学校、櫻井農業補習学校）と連携して補習教育の研究と教員養成を実施していた。すなわち、近隣の補習学校に附属学校的機能を持たせて、農業経営や地域指導の研究を実施していたのであった³¹⁾。

iv 教員資格をめぐる問題

第7項の、「養成所卒業生ニ小学校本科正教員ノ資格ヲ与フルコト」の要望の背景には、実業補習学校のほとんどが小学校に併設されていた状況がかかわっていた。両校兼務であれば、小学校本科正教員の免許状を有することが必須であった。そうした現実があったため、実業補習学校教員養成所卒業者の中には、卒業後実業補習学校教員にならず小学校教員となり、経験を積みながら小学校正教員免許をめざす者が多かった。農村恐慌の影響で町村立補習学校の専任教員の採用が進まないなかでその傾向は強まり、実業補習学校教員養成所卒業者の過半が小学校に就職することが常態化していた³²⁾。この現実、実業補習学校教員の待遇を実業学校教員に準じて定めた制度原理とは矛盾するものであった。しかしこの矛盾は、実業補習学校の小学校への併設、小学校教員の補習学校兼務という問題に起因するもので根が深かった。

4. 鹿児島県立実業補習学校教員養成所

（1）鹿児島県の実業補習学校政策と養成所の特徴

鹿児島県の実業補習学校は、当時、専任校長・専任教員を多数確保し、1町村1校の単独設置を原則とするなかで、全国で最も先進的だとされていた。そしてその実業補習教育の発展の土台には、実業補習学校教員養成所の充実がいわれている³³⁾。しかし、1910年代には必ずしも進んだ状況ではなかった。鹿児島県が実業補習学校の発展に着手するようになったのは、高岡直吉知事、服部教一内務部長のもと、1917（大正8）年に改革が行われて以降であった。この時期、実業補習学校の本旨（「職業的陶冶」「普通教育」「公民教育」）の明示、補習学校の類型化、教員給与補助、県立農業補習学校の設置、郡立実業補習学校の創設などの施策がなされた。そして、補習学校の教員養成は師範学校第2部で行うこととされた³⁴⁾。

しかし、まもなくこの師範学校での補習学校の教員養成は変更され、1924（大正13）年3月31日に、県立実業補習学校教員養成所を鹿児島高等農林学校内に設置することとなった。ところで、この養成所は、前述した文部省の示した実業補習学校教員養成所の解説（要項）とは少し異なる特徴をもっていた。まず、この養成所の設置は全国的にみて遅い部類に属すが、文部省直轄学校（高等農林学校）内に設置したのは全

国初であった³⁵⁾。前述の要項では公立実業学校への併設は示されていたが、官立学校への併設は明示されていない。実際、全国的にも中等教育段階の実業学校に併設するものが多かった。そうしたなかで、鹿児島では高等教育段階の高等農林学校に併設したのであった。また、師範学校や実業学校卒業者をすぐに入学させるのではなく、現職教員の再教育として養成を実施した。これも全国的に見て特徴的であった。

次に、実業補習学校教員養成所令にはこの養成所の目的規定はなされていなかったが、鹿児島県立養成所の規程には目的が規定されており、「実業補習教育ニ従事シ且ツ農村社会教育ノ指導ノ任に当ル者ノ養成³⁶⁾」と、二重の目的を示していた。すなわち、実業補習学校の教員養成と同時に、農村における社会教育指導者の養成も目的とされていたのであった。この点がもう一つの特徴であった。鹿児島県の政策では、実業補習学校の専任教員が、当該市町村の社会教育主事など農村社会教育指導者となることが、予定されていたのであった。

それでは鹿児島県立養成所ではどのような教育が行われていたのであろうか。その教育内容を見ると、創設期の養成所の毎週教授時数は25時間うち農学が14時間、普通科目は修身、教育、法制、経済、社会、体育の11時間となっており、その他として年数回実験・実習を課すとされていた。農学が授業時数の過半を占めているのは、実業補習学校教員養成所として異例ではないが、特徴的なのは「社会学大要並に社会問題、文化史³⁷⁾」を内容とする「社会」と称する学科目を設けている点である。農村社会教育指導者の養成をも目的としていたことと関係していたとみられるが、必須科目とされている点が注目される。ちなみに「社会」は、発足当初からしばらく、養成所主事・山口啓市が担当していた。この時期に、養成所主事の山口啓市がまとめた同養成所の教育方針があるが、それによると、教育方針の第一は、「実業補習教育の真諦は教師の優秀なる人格に依り彼等生徒をして善導するに在り」と述べ、ゆえに「本所は生徒教養の主眼を人格陶冶に置く」と明言している³⁸⁾。ちなみに第二の方針は「公民教育」、第三は「職業の指導」、第四が「地方教化」、第五が農村理解であった。鹿児島県立養成所では、公民教育、職業教育の前提として「人格陶冶」が重視されていたのであった。

そうした特徴のほか、当時のさまざまな記録から鹿児島県実業補習学校教員養成所の特色を整理すると、以下の4点にまとめることができる。第一に、高等農林学校に併設し養成所と高等農林学校が連携して養成教育に当たったこと、第二に、市長・郡長の推薦によって中堅校長・教員を入学させ、その再教育をしたこと、第三に、卒業後の就任先を実業補習学校校長・教員としたこと、第四には、後に女子部を設け男女両課程を有したこと、第五は、養成所の所長・主事などに青年教育に造詣の深い優れたスタッフがいたことである。これらが他府県の養成所と異なる特色であった。こうした教員養成所の特色が、鹿児島県の実業補習学校が全国で最も先進的であるといわれるようになった背景にあったと考えられる。以下これらの点について考察したい。

(2) 高等農林学校への併設

1929年から1932年まで鹿児島県学務部長の任にあり、その後数県の学務部長を経験した堀口功は、鹿児島県立実業学校教員養成所10周年記念の祝辞で、その養成所の特色について次のように述べている。

「鹿児島の高等農林学校と密接不離の関係にあったことではなかったでせうか、高農の方では、(中略)丁度弟か子供かのように親切に御世話をし戴く、(中略)そこで生徒は他では求むることのできない良教師につくことができる。実習なり学習なりにととても便宜を得ることが大きい。さらに大なることは鹿児島高農の立派なる学校の空気にふれて、知らず知らずのうちに、よき薫陶をうけるといふ無形な精神的のあるものがあることである。しかもそれは卒業後に迄及ぶというふことである。³⁹⁾」

それに続けて堀口は、その後赴任した県で、どこも実業補習学校教員養成所はうまく運営されていなかったが、それは養成所が鹿児島のような「有利な地位」に置かれていなかったからではないかと述べている。有利な地位とは何か。鹿児島高等農林学校は盛岡高等農林学校（1902 年）について、1908（明治 41）年に全国 2 番目に設立された文部省直轄の官立専門学校で、鹿児島県の青年たちにとっては憧れの的であった。福島繁三（大日本聯合青年団常任理事）も高等農林学校併設の効果について、「高農に於いて校長はじめ各教授が特に多大の助勢をせられた賜物であることは勿論であるが一面高農は鹿児島に於ける最高学府である。従つて附設せられた養成所に対しても非常に期待と誇とを以つて生徒が入学したことである（中略）高等農林の生徒であり卒業生である気持ちで非常に自重し奮励した之れが大きな結果を生んだ⁴⁰⁾」と述べている。校舎、施設、設備、教員の共用といった物的・人的問題もさることながら、「無形な精神的のあるものが」強い影響を与えたというのであった。

この「無形な精神的」なものとは、期待や誇りといったもののだけであつたのであろうか。この養成所の「教育ノ方針」には、「本所ヲ鹿児島高等農林学校ニ附設シタルハ農業ノ科学的訓練ニ慣レシムルハ勿論本校生徒ノ澆濶タル青春ノ氣ニ接触セシメテ研究的態度ノ教養ヲ計ル（後略）⁴¹⁾」と付記されている。高等農林学校の科学的・学究的な雰囲気による感化を期待したのであつた。そしてそれはたまたまそうなつたというのではなく、創立計画のなかでそれが企図されていたのであつた。養成所生徒は、その「研究的態度の教養」という点をどのように見ていたのであろうか。第 1 回卒業生の一人は次のように回想している。

「流石は高等専門の学校（鹿高農）です。諸設備が整つてゐることに一驚、がそれ以上に感服せしめられ強い刺戟と大なる教訓を与えられたものは、先生方の熾烈なる学究的態度を見せつけられることでありました。出勤せられてから退出せられる迄学究に余念のない各先生方の余念のない各先生方の活きたお手本。根底のない常識論を並べ立てゝ得々たる私共には何よりの尊い有難いお葉でありました。⁴²⁾」

（3）中堅校長・教員の再教育

1924（大正 13）年の養成所規程では、入学者の資格は「小学校本科正教員又ハ農業専科正教員ノ免許状ヲ有シ小学校教育若クハ補習学校教育ニ三ヶ年以上在職ノ経験アル者」とし、選抜は「島司郡市長又ハ師範学校校長ノ推薦⁴³⁾」したものの中から知事が選定するとなっていた。その後郡市長等の推薦こそなくなったが、在職経験は以後も継承され、基本は 3 年以上の教職経験者（女子は 3 年以上のきまりはない）であることが資格となっていた。まず初年度はこの規程にそつて、経験者を各郡市から推薦させて入学させた結果、30 人の入所者のうち有力校長や中堅教員が多数入所した。年齢構成も最高 40 歳 3 か月・最低 25 歳 5 か月・平均 32 歳であつた。「経験を有する者を入学させ、修業年限 1 年の教育を実施したために、教員再教育機関の観を呈した⁴⁴⁾」といわれている。当時の山口啓市養成所主事は次のように述べている。「師範学校又は農学校を卒へ、小学校本科正教員又は農業専科正教員としての資格を得て後、多年（少なくとも三ヶ年）小学校又は実業補習学校の教職に携はり相等の経験と社会的地位とを得た者が真に地方農村の振興は青年教育の普及徹底に俟たねばならぬことを痛感して、自ら進んで之に当らんとし入所してくるものである。⁴⁵⁾」

前述したように、当時全国的には、実業補習学校教員養成所卒業者の過半が小学校に就職することが常態化していた。ところが、鹿児島県では、小学校本科正教員の再教育という形をとるなかで、養成所卒業者が小学校正教員資格を目指して小学校への就職を希望するという問題を回避することができたのであつた。また、鹿児島県では実業補習学校を公民学校という名称にし、各町村が 1 町村 1 校の独立設置とすることを強力に指導していた。こうしたなか、実業補習学校教員養成所の卒業生は、県の指示にしたがつて、積極的に実業補習学校の校長や「教諭」として県下に赴任していくこととなつた。当時「相当の年月、経験を積

んだ人を物色して入学せしめた結果卒業して就任しても所在に重きをなした⁴⁶⁾」といわれ、「実に第一歩の成功が今日の隆盛の原因を作った⁴⁷⁾」と評価されている。中堅教師が再教育を受けて県内の実業補習学校に散らばることは、実業補習教育の発展の基礎を築くことになったのであった。

(4) 卒業後の進路

鹿児島県立養成所は同学則第 27 条で、卒業者は「実業補習学校若クハ社会教育事務⁴⁸⁾」に服務（1 年ないし 2 年）すべきことを定めていた。服務規定自体は鹿児島の養成所に限ったことではないが、鹿児島県では卒業者の多くが長年実業補習学校に勤務している。すなわち定着率が高いことが特徴である。具体的にそれを見てみよう。1934（昭和 9）年度以前の養成所卒業生全員の勤務先⁴⁹⁾を見ると、合計 394 人（男 302・女 92）のうち実業補習学校教諭 144 人（男 117・女 27）、同助教諭 101 人（男 69・女 32）、実業補習学校長 38 人、実業補習学校兼小学校長 9 人、小学校訓導 32 人（男 27・女 5）、小学校長 21 人、などとなっている。その他では中等学校教諭 3 人、社会教育主事 3 人、中等学校長 1 人、町村助役 1 人、退職職 34 人、死亡 9 人となっている。実に 394 人中 292 人（74%ほど）が実業補習学校教育に携わっているのである。

これは、養成所卒業後、実業補習学校校長・教員に就任するよう行政が配慮した結果であるが、実業補習学校の単独設置と専任校長・専任教員の増加という県の政策があったからこそ実現したのであった。全国的には、前述したように、小学校併設の実業補習学校が多く、養成所卒業生も小学校勤務を希望し最終的に小学校本科正教員資格をめざすものが多かった。しかしながら、鹿児島では卒業生の 7 割以上が、もっぱら実業補習学校教育に携わったのである。この時期鹿児島県では、実業補習学校を、中等公民学校・高等公民学校などと称し、1 町村 1 校の単独設置、専任教員の増加を図り、小学校から分離させて独自性を高める改革を推進していた。この鹿児島県の実業補習学校政策と、県立養成所の在り方がうまく呼応しあっていたということができよう。

(5) 女子部の設置

鹿児島県立養成所は 1928（昭和 3）年 4 月から学則を改正して女子部（定員 20 人）を設置し、女子 13 人（志願者 20 人）を入学させた⁵⁰⁾。女子部は、主に実業補習学校の家事、裁縫担当教員を養成することを目指していたが、農業を教えることも期待されていた。同養成所では、園芸、養蚕、畜産、農業経済、農芸化学の内容からなる農業科も教授され、農場実習も課されていた⁵¹⁾。この時期、女子の補習学校教員養成所は山口、鳥取、岡山の 3 県にあったが、これらは男子養成所とは別に設置されていた。一つの養成所で男子部と女子部を設けていたのは鹿児島県だけであった⁵²⁾。いわば男女共学という形をなしていた。

当時の行政担当者は、「共学で特に斯教育の意義を高唱してゆくといふのは最初であり、本校との関係なども考へられて亦色々の厄介もあつた。教室を如何に使用すべきか、運動場は垣を以て分ちて別にする要なきやなど」考えられ、「可なり冒険のやうに」いう人もいた。しかし、「やつてみれば何等の不都合がないばかりか、予期せなんだ利便も見出されて順調に進み得た」と述べている⁵³⁾。生徒の回想録などを見ると、男女別内容の科目以外は同じ教室で授業を行い、運動会などの学校行事や農業実習の一部などは男女一緒に取り組んでいる。「うらゝの春の陽をあびて三々五々男女共歩きの珍景は本所ならでは見られぬ光景⁵⁴⁾」、「県外視察旅行の際、男子部の××さんが旅館で赤ケツトを出した話に車内をにぎやかし⁵⁵⁾」といった回想からは、男女共学ならではの和気あいあいとした雰囲気を感じ取ることができる。

また、最初の女子の入学者は、次のように当時の期待に弾む心境を記している。

「いよいよ高農の門をは入りますと、二階の各教室の窓には、女人禁制の学園への女子の入所に驚く異様

な眼が（中略）此の学生方の驚きの瞳。それは全国の驚きの瞳だったでせう。全国の嚆矢として、此の新しい試を、本県に齎された御識者の方々に深く感謝すると共に、又一方吾等の責任の重大さを覚え、衆目環視のこの道を自重と敬虔とを以て、勇ましく歩むと誓ひ合いました。⁵⁶⁾」

前述したように、この当時、実業補習学校をめぐる、女子の就学者増が大きな課題となっていたにもかかわらず女子教員の養成は大きく遅れていた。そんななかで、女子部を設け、男女が同じ養成所で教育を受けることとしたのは、まさに鹿児島県の英断といえる。

（6）養成所関係者の青年教育観

次に、鹿児島県立養成所の特色として挙げることはできるのは、関係者の青年教育への深い理解があったことである。養成所長は鹿児島高等農林学校教授の草野嶽男（1881年－1963年）が兼任し、養成所主事（専任）には山口啓市（1894年－1941年）が就任し、文部省督学官であった小出満二（1879年－1955年）が、養成所設置のために骨を折った。小出は、兵庫県養父郡に生まれ、1906年東京帝国大学農科大学卒業後、欧米に留学し帰国、1914（大正13）年鹿児島高等農林学校教授、21年文部省督学官、1928年九州帝国大学農学部教授、1936年鹿児島高等農林学校校長兼任、1938年東京高等農林学校（現東京農工大学）校長となり戦後定年退官した。内村鑑三や新渡戸稲造に師事した農政学者であった⁵⁷⁾。

i 草野嶽男

草野は、鹿児島市に生まれ、東京帝国大学農科大学卒業後、岩手県農会の技師を務めた後、1910（大正9）年鹿児島高等農林学校教授となる。その後、フランス、アメリカで調査・研究を行なった。指宿植物試験場でその成果を披露し、野菜の促成栽培など指宿地域の地場産業の確立に大きな貢献をした。1924（大正13）年から1935（昭和10）年まで県立実業補習学校教員養成所長を兼任し、1935年4月高等農林学校の3代校長に就任した。しかし、同窓会や学生から反発を受け、就任1年半で文部省へ転出した⁵⁸⁾。専門は園芸学・農業土木であった。草野は植村正久の弟子で熱心なクリスチャンでいわば合理主義者であった。「安易な妥協はせずあくまで真相を追求して黒白を明らかにする性質であった」といわれ、教員養成所長の実績については、「その手腕を高く評価され、第3代校長となった⁵⁹⁾」と評されている。

草野は、実業補習学校教育の在り方や意義についても造詣が深かった。鹿児島県の実業補習教育について、当時その意義を「1. 口授的教育より体験に基づく教育へ」「2. 画一教育より個人教育へ」「3. 教授の学校より自学の学校へ」「4. 校区単位より町村単位の学校へ」「5. 児童の学校より青年の学校へ」とまとめている。「青年の学校」という点については、「青年は大きな子供でもなければ、年寄った子供でもない。青年には青年独自の立場がある。殊に青年期には精霊の醒めて、人生最高の理想を求めて止まない時である。この時に当青年の為に特別の学校（中略）を設置して訓育を施して、以て確固たる人生観を与え、併せて職業的陶冶をなすことは最も肝要である⁶⁰⁾」と論じている。そして鹿児島県の実業補習学校は、体験、個人指導、自学などを重視し確固たる人生観を与え、職業的陶冶をなす青年期の学校へと発展しつつあると述べている。この青年期教育としての実業補習学校観は、次に述べる山口啓市の実業補習学校論と通底するものであった。

ii 山口啓市

山口啓市は鹿児島県立養成所の専任主事として、1924（大正13）年から1935（昭和10）年8月まで（その間1930年8月から翌年10まで在外研究）勤務した。山口は養成所の経営と教育に中心的な役割を果たし、鹿児島県の実業補習学校の発展にも多大な貢献をなした。彼は、1894（明治27）年に埼玉県に生ま

れ、1904年に埼玉県師範学校本科を卒業して小学校教員となり、1909年東京帝国大学農科大学農業教員養成所に進み、卒業後東京府豊島師範学校附属農業補習学校教員に就任、1924年には鹿児島県立実業補習学校の主事に抜擢された。約10年在職したのち文部省社会教育官（青年教育担当）に任命され、全国の青年学校の調査や講演に奔走した⁶¹⁾。ところが1941（昭和16）年9月11日佐賀県出張中に、佐賀市東郊の長崎本線踏切で乗っていた乗用車が貨物列車と衝突、ついに不帰の人となった⁶²⁾。48歳、惜しまれる早逝であった。山口は全国で調査・講演・指導を精力的に実施するとともに、農業科の教材・実習論、女子補習学校論、公民教育論、施設経営論など実業補習学校に関する幅広い研究を行ない、追悼文では「斯道の至宝⁶³⁾」と称えられた。

前述したように、山口啓市は養成所において「人格陶冶」を主眼とする教育を目指していたが、それはどのような性格をもつものであったろうか。草野は鹿児島県の養成所主事の時期に、小出満二との連名で『最新実業補習教育要義』（1928年）を刊行している。連名ではあるがこれは山口の実業補習学校研究をまとめたものであった。この本で特徴的なことは、まず青年期の発達について詳しく論及していることである。そこで山口は、青年期教育という認識の重要性について、「先づ教育の客体たる青年について研究して、其の心理並生理を明にし、その生活を知るの要がある。従来の青年教育の不振は青年を年老いた少年の如く思ったり、大きな子供の如く考へたり、大人の小なるものゝ如く思惟して、真に青年の姿を理解せず、その実態に即した施設が講ぜられなかった⁶⁴⁾」と述べている。前述の草野嶽男の論文のなかの表現と同じものが見られる。山口と草野が青年期の発達と教育という、実業補習学校教育の根底的な観点を共有していたことを知ることができる。それがいわゆる「人格陶冶」を性格づけるものであったのである。

さてこの山口『最新補習教育要義』では、結論として、以下のように実業補習学校の専任教員の在り方を論じている。「実業補習学校専任教員たるの特質（中略）は如何。私は次の如く考へるのである。学術技能もさることながら、その中心となるものは、教育によって町村を一延いては国家社会を一進展せしめんとするの教育精神に燃え、教師自身が真に農民的人生観を有し、（中略）その町村の一員としてその町村の振興に町村民と共に献身的に努力するものでなくてはならぬ⁶⁵⁾」。その上で最後に「優良なる専任教員、是れ実業補習教育振興の鍵鑰である⁶⁶⁾」と強調して締めくくっている。

5. 結論

1920年に国は実業補習学校教員養成所令を公布したが、そこで問題となってきたのは、実業補習学校教員養成所卒業者の多くが、卒業後実業補習学校教員にならず小学校教員となり、経験を積みながら小学校正教員免許をめざしたことであった。農村恐慌の影響で町村立補習学校の専任教員の採用が進まないなかでその傾向はより強まり、実業補習学校教員養成所卒業者の過半が小学校に就職することが常態化していた。この現実、実業補習学校教員を「教諭」とし、実業学校教員に準じた待遇を定めた制度原理とは矛盾するものであった。しかしこの矛盾は、実業補習学校の小学校への併設、小学校教員の補習学校兼務という問題に起因するもので根が深かった。

こうした問題にうまく対処したのが、1924年に設置された鹿児島県立実業補習学校教員養成所であった。この養成所の特徴を整理すると、第一に、高等農林学校に併設し養成所と高等農林学校が連携して養成教育に当たったこと、第二に、郡長などの推薦によって中堅校長・教員を入学させ、その再教育をしたこと、第三に、卒業後の就任先に実業補習学校校長・教員が多く、補習学校への定着率が高いこと、第四には、女子

部を設け男女両課程を有したこと、第五は、養成所の所長・主事などに青年教育に造詣の深い優れたスタッフがいたことであった。

第一の高等農林学校への併設では、設備や教員の共用など目に見える面以外に、養成所生徒に誇りを持たせ研究的態度を身に付けさせるために効果があったとされる。これは養成所設置の当初から企図されたものであった。第二の中堅校長・教員の再教育という方針は、優秀な教員を県内の実業補習学校に配置することになり、「鹿児島の実業補習教育の発展の基礎を築いた」といわれている。また、小学校本科正教員免許を先に取得しているので、卒業者が小学校免許取得のため小学校に一定年数勤務する必要がなかった。そのことが、卒業者の実業補習教育への専念を可能にしたといわれる。この点は、第三の実業補習学校への定着を可能にした要因の一つと考えられる。実業補習学校を単独設置の形で発展させようとする県の政策と、小学校の校長・教員の再教育という養成所の在り方がうまく共鳴しあっていたといえることができる。第四の女子部の設置については、一つの実業補習学校教員養成所で男子部と女子部を設けていたのは鹿児島県だけであった。完全ではないにしろ男女共学という形で養成が実施されたのであった。第五に、この養成所に草野嶽男所長や山口啓市主事といった青年教育に理解ある優れたスタッフがいたことが特筆される。

ともすると実業補習学校教員養成所は、補習学校の専任教員の不足を補うために促成的に実業教育を実施したものともみなされがちである。しかし、鹿児島県のとった実業補習学校教員養成の方針は、実業補習学校を青年期の教育として位置づけ、それにふさわしい教員の養成を目指すものであった。さらにいえば、児童期を対象とする小学校教員をめざす師範学校とも、アカデミックな教養を重視し伝統的な中等教員を養成する高等師範学校とも異なる、新たな教員養成の萌芽がそこにあったといえるのではなかろうか。

注

- 1) 竹村茂紀による「実業補習学校教員養成の制度と実態」（日本歴史学会編『日本歴史』879、2021年）、「実業補習学校教員養成の一形態」（『九州史学』201、2025年10月）がある。ともに宮崎県立実業補習学校教員養成所を対象としている。宮崎県は1922（大正11）年3月に、実業補習学校教員養成所を県立宮崎農業学校に併設した。
- 2) 実業学務局長「実業補習学校設置ニ関スル件依命通牒」1921年2月9日。文部省実業学務局編『実業教育法令改正ノ要旨』文部省実業学務局、1921年、p.59。
- 3) 文部省令第32号「実業補習学校規程」大正九年十二月十七日の第1条。『官報』大正9年12月17日、第2514号、p.481。
- 4) 前掲『実業教育法令改正ノ要旨』p.3。
- 5) 同上書p.60。
- 6) 埼玉県では、1924（大正13）年2月9日の「埼玉県実業補習学校施設要項」によって、実業補習学校は、市町村立は市町村名を女子は女子の名を冠して「公民学校ノ名称ヲ附スルコト」（『埼玉県報』大正13年2月9日）とした。鹿児島県では、1926（大正15）年5月24日に「鹿児島県実業補習学校実施要項」を改正し、「実業補習学校ノ名称ヲ公民学校、高等ノ実業補習学校を高等公民学校ト称スルコトヲ得」（『鹿児島県公報』大正15年5月24日号外）と定めている。
- 7) 文部省社会教育局編『実業補習教育の沿革と現況』青年教育普及会、1934年、pp.58-66。
- 8) 同上書pp.67-94。
- 9) 千葉敬止『日本実業補習教育史』1934年、p.383。
- 10) 前掲『実業教育法令改正ノ要旨』pp.5-7。
- 11) 『官報』明治32年3月3日、第4698号、p.60。

- 12) 『官報』大正3年4月1日、第5619号、p.1。
- 13) 東京大学百年史編集委員会編『東京大学百年史 資料 2』東京大学、1985年、p.752。
- 14) 島根県では、1902（明治35）年3月3日に、県立農林学校に修業年限1年の県立農業教員養成所を附設している。これは補習学校教員養成所という名称は付されていないが、「高等小学校若ハ実業補習学校」（島根県近代教育史編さん事務局編『島根県近代教育史』第4巻 資料編、島根県教育委員会、1978年、pp.553-554。）の農業科教員を養成する学校であった。
- 15) 前掲『日本実業補習教育史』（p.337）では、実業補習学校教員養成所の嚆矢は滋賀県のそれであると述べている。
- 16) 前掲『実業補習教育の沿革と現況』p.97。
- 17) 『官報』大正9年10月30日、第2475号、p.783。
- 18) 『官報』大正9年12月18日、第2515号、pp.514-515。
- 19) 前掲『実業教育法令改正ノ要旨』pp.30-31。
- 20) 同上書 pp.31-34。
- 21) 文部省編『日本帝国文部省年報 第62年報 下巻』昭和9年4月一昭和10年3月、1938年、pp.224-225。
- 22) 前掲『実業補習教育の沿革と現況』p.102。
- 23) 「全国実業補習学校教員養成所長会議」文部省構内実業補習教育研究会『補習教育』第16号、1924年6月、pp.68-69。
- 24) 前掲『実業補習教育の沿革と現況』pp.103-106。
- 25) 文部省実業学務局編『実業学校・実業補習学校ニ関スル諸調査』（大正15年4月）および文部省社会教育局編『実業補習学校ニ関スル諸調査』（昭和4年5月から昭和10年3月の6冊）による。
- 26) 前掲「全国実業補習学校教員養成所長会議」『補習教育』第16号、1924年6月、pp.61-92。以下この会議内容に関してはこの 記事による。
- 27) 同上書、pp.71-72。
- 28) 同上書、p.1。
- 29) 信州大学教育学部九十年史編集委員会編『信州大学教育学部九十年史』創立九十周年記念会、1965年、pp.678-685。
- 30) 愛知教育大学史編さん専門委員会編『愛知教育大学史』愛知教育大学、1975年3月、pp.67-69。
- 31) 愛知県農業教育研究会碧海支部会編纂『碧海の農業』日新堂書店、1930年、pp.51-65。
- 32) 千葉敬止『日本実業補習教育史』東洋図書、1934年、p.427。
- 33) 鹿児島県の実業補習学校は、青年学校に転換される前年の1934年頃に、様々な指標から全国で最も先進的といわれている。専任校長数（38人）、1校当たり専任教員数（4.4人）、高等科又は研究科の生徒数（17,379人）のいずれも全国1位であった（文部省社会教育局編『昭和十年三月 実業補習学校ニ関スル諸調査』1935年3月；1934年5月1日現在の統計）。こうした実績に関して、実業補習学校教員養成所開所10周年記念行事（1935年12月1日）の祝辞で、当時の鹿児島県教育会長（大久保利武）は、以下のように述べている。「本県補習教育の跡を回顧する時（中略）夜間教授を廃して昼間教授とし季節制を改めて通年制にせしことにして此の大改革は実に本所新設直後より行はれ爾来此の改革に一段の力を致したり其他専任校長教師の設置並に増員内容の充実設備の整備独立校舎の建設等其の実績の看るべきもの枚挙に遑あらず而して今や本県青年教育の実績全国に冠たる所以のものは一は県民の自覚県当局の指導誘掖の致す所大なるもあるは勿論なるも多面本所並に卒業生の努力に負ふ処極めて大なるものあるを信じて疑わざるなり」（鹿児島県立青年学校教員養成所十周年記念会編『記念誌』1936年、pp.55-56。）。
- 34) これらは、「1910-20年代鹿児島県における実業補習学校政策の発展」（『芦屋大学論叢』第84号、2025年7月）で論じた。
- 35) 前掲「実業補習学校教員養成所一覧表」『補習教育』第16号、p.69。ただし、高等農林学校に併設するのは、1934（昭和9）年度には（岩手・栃木・岐阜・三重・鳥取・宮崎・鹿児島）の7県に上っている。
- 36) 「鹿児島県立実業補習学校教員養成所規程」『鹿児島県公報』大正13年3月31日、p.33。

- 37) 同上。
- 38) 山口啓市「鹿児島県教員養成所の概況」前掲『補習教育』第 59 号、1928 年 1 月、pp.183-184。
- 39) 堀口功「所感」前掲『記念誌』p.77。
- 40) 福島繁三「思い出づるまゝに」前掲『記念誌』p.75。
- 41) 「養成所沿革誌」の「三、本所教育ノ方針」前掲『記念誌』p.31。
- 42) 男子部第 1 回卒業生「卒業生所感」の「思ひ出片々！」前掲『記念誌』p.93。
- 43) 前掲「鹿児島県立実業補習学校教員養成所規程」『鹿児島県公報』大正 13 年 3 月 31 日、p.34。
- 44) 鹿児島大学十年史編集委員会編『鹿児島大学十年史』鹿児島大学発行、1960 年、p.221。
- 45) 前掲・山口「鹿児島県教員養成所の概況」p.184。
- 46) 前掲・福島「思い出づるまゝに」前掲『記念誌』p.76。
- 47) 加治屋 哲「創立当時の思出」前掲『記念誌』p.71。
- 48) 前掲「鹿児島県立実業補習学校教員養成所規程」『鹿児島県公報』大正 13 年 3 月 31 日、p.34。
- 49) 「養成所沿革誌」の「八、卒業生」前掲『記念誌』p.47。
- 50) 「養成所沿革誌」の「七、生徒」前掲『記念誌』p.41。
- 51) 「養成所沿革誌」の「二、学則概要」前掲『記念誌』p.27。
- 52) 『文部省年報』第 52 年報：(自大正 13 年 4 月至 14 年 3 月) 下巻。女子の実業補習学校教員養成所は、1934 (昭和 9) 年になっても山口・岡山の両県、そして鹿児島県の女子部の 3 県のみであった。
- 53) 前掲・加治屋 哲「創立当時の思出」前掲『記念誌』p.72。
- 54) 男子部第 9 回卒業生「其の頃を思ふ」前掲『記念誌』p.106。
- 55) 女子部第 4 回卒業生「思出」前掲『記念誌』p.119。
- 56) 女子部第 1 回卒業生「感激の追憶」前掲『記念誌』p.115。
- 57) 小出満二先生著作刊行会編『農学・農業・教育論—小出満二著作集』(農山漁村文化協会、1982 年) の「略年譜」による。
- 58) 渡辺実『近代日本海外留学生史』下、講談社、1978 年、p.1150。丹羽謙治編著『平成 27 年度鹿児島大学附属図書館貴重書公開—旧制鹿児島高等農林学校の底力』鹿児島大学附属図書館発行、2015 年、などによる。
- 59) 玉利喜造先生伝記編纂事業会編『玉利喜造先生伝』玉利喜造先生伝記編纂事業会発行、1974 年、p.137。
- 60) 草野嶽男「鹿児島県実業補習教育の概況」『補習教育』第 59 号、1928 年 1 月、p.81。同上。
- 61) 高瀬五郎「山口社会教育官を悼む」文部省社会教育局内青年教育振興会『青年と教育』第 64 号、1941 年 10 月、などによる
- 62) 「山口社会教育官殉職」同上書 p.100。櫻井義暢「青年教育振興の尊き犠牲」前掲『青年と教育』第 65 号、1941 年 11 月、p.67。
- 63) 前掲・高瀬「山口社会教育官を悼む」前掲『青年と教育』第 64 号、p.4。
- 64) 小出満二・山口啓市『最新実業補習教育要義』明文堂、1928 年、p.60。
- 65) 同上書 p.109。
- 66) 同上書 p.110。

